地震・津波防災マニュアル

平成３０年９月

すくも湾漁業協同組合

目　　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
第1章　避難行動のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・　２
第2章　避難経路図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
第3章　地震・津波発生時の情報伝達・・・・・・・・・・・　１７
第4章　避難・安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
第5章　情報の収集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
第6章　防災訓練・防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
第7章　今後の検討課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

はじめに

職員の勤務中や漁業就業時間に発生した地震・津波による被害を軽減するため、すくも湾漁業協同組合の『地震・津波防災マニュアル』をここに定めます。

漁業就業時間中や漁協職員の勤務時間中に地震・津波が発生した場合には、当マニュアルを参考に、迅速かつ的確な対応をとることが被害の軽減につながりますので、職員及び関係漁業者はこの内容をよく理解するとともに、『まずは安全な場所へ避難する』ことを大原則に行動しましょう。

また、より高いところへ逃げるなど「想定外」も「想定」した対応を心掛けましょう。

なお、当マニュアルの他、地域の避難計画や高知県作成の「南海地震に備えちょき」などと併せて行動をとりましょう。

第　1　章　避難行動のポイント

1．地震による強い揺れを感じたら「自分の身を守り」速やかに避難しましょう。

2．揺れを感じなくても津波注意報、津波警報、大津波警報が発令されたら速やかに避難しましょう。津波だけでなく、強い余震等の大きな揺れも発生します。安全が確認されるまでは、避難場所から安易に自宅へは戻らず、建物の倒壊等危険が生じる場所には近づかないようにしましょう。また、地震発生の可能性がある異常な現象が確認された時には、早めの避難や食料、燃料等の物資を確保する等の対策を取りましょう。

3．避難の際には、周囲の方に声をかけながら逃げましょう。

4．陸上・沿岸部にいる漁業関係者は、陸上の避難場所に避難しましょう。

5．救命胴衣を所持している方は着用して避難しましょう。

6．避難場所での避難生活が長期化した場合には、エコノミークラス症候群に注意してください。

7．漁港内係留した漁船で作業している漁業者も陸上の避難場所に避難しましょう。

8．沿岸海域で操業中の漁業者で避難海域に逃げるほうが早い場合は、直ちに水深50m以深の一次避難海域へ避難しましょう。一次避難海域に避難するまでの間に、気象庁等の津波情報を入手し、「大津波警報（３m以上）」が出ていれば、更に水深の深い海域（※二次避難海域）へ避難しましょう。
※避難海域においては船首を津波に向け、津波の流速（避難海域では、津波流速は約２ノット以下になると予測されます。）の５倍以上の船速であれば安全に避難できるとされています。

9．沖合海域で操業中の漁業者は津波注意報が解除されるまで沖合に避難し、安全を確認のうえ帰港しましょう。

※二次避難海域とは

津波の高さ（m）	流速が1m/s(約２ノット)以下になる水深	避難海域水深の目安（m）
3	42	50
4	63	70
6	108	110
8	158	160
10	212	220 以深

「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」2006 年　社団法人全国漁港漁場協会

参考

エコノミークラス症候群

■エコノミークラス症候群とは？

エコノミークラス症候群とは、飛行機や車などで長時間同じ姿勢を取り続けることによって、静脈中に血のかたまり（血栓）ができる症状です。その血のかたまりが肺を詰まらせると、胸痛や呼吸困難、最悪の場合には死に至ることがあります。

震災による避難時においても避難所や車の中など狭い場所で長時間同じ姿勢をとることが多く、エコノミークラス症候群の発生が心配されています。

■予防のために

①水分をしっかり取りましょう（アルコールやカフェインの入った飲み物は控えめに）
②手足を動かし、軽い体操やストレッチを行いましょう
③長時間同じ姿勢でいないようにしましょう
④眠る時は足を少し高くしましょう
⑤ゆったりとした服装で、体を締め付けないようにしましょう

■予防のための運動

①足の指をギュッと握る
②足の指を思い切り開く
③つま先でかかとを持ち上げる
④足を持ち上げて、足先を手前に曲げる
⑤手を膝に添えて、足首を回す
⑥下から上に向かって、ふくらはぎを揉む

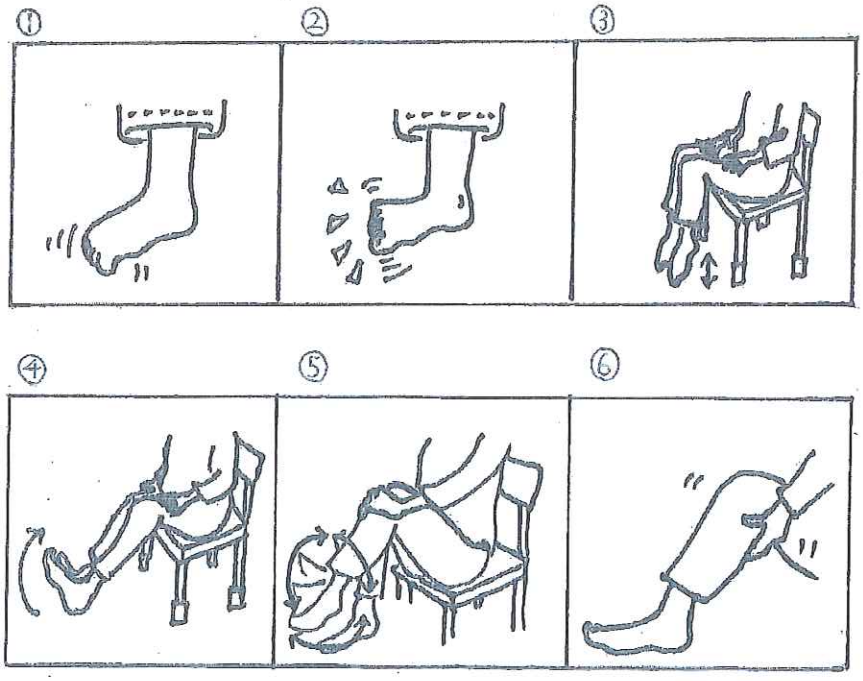

第　2　章　避難経路図

田ノ浦地区津波避難マップ

日ごろから避難場所や地域について確認しておきましょう。

17.田ノ浦地区(1:6000)

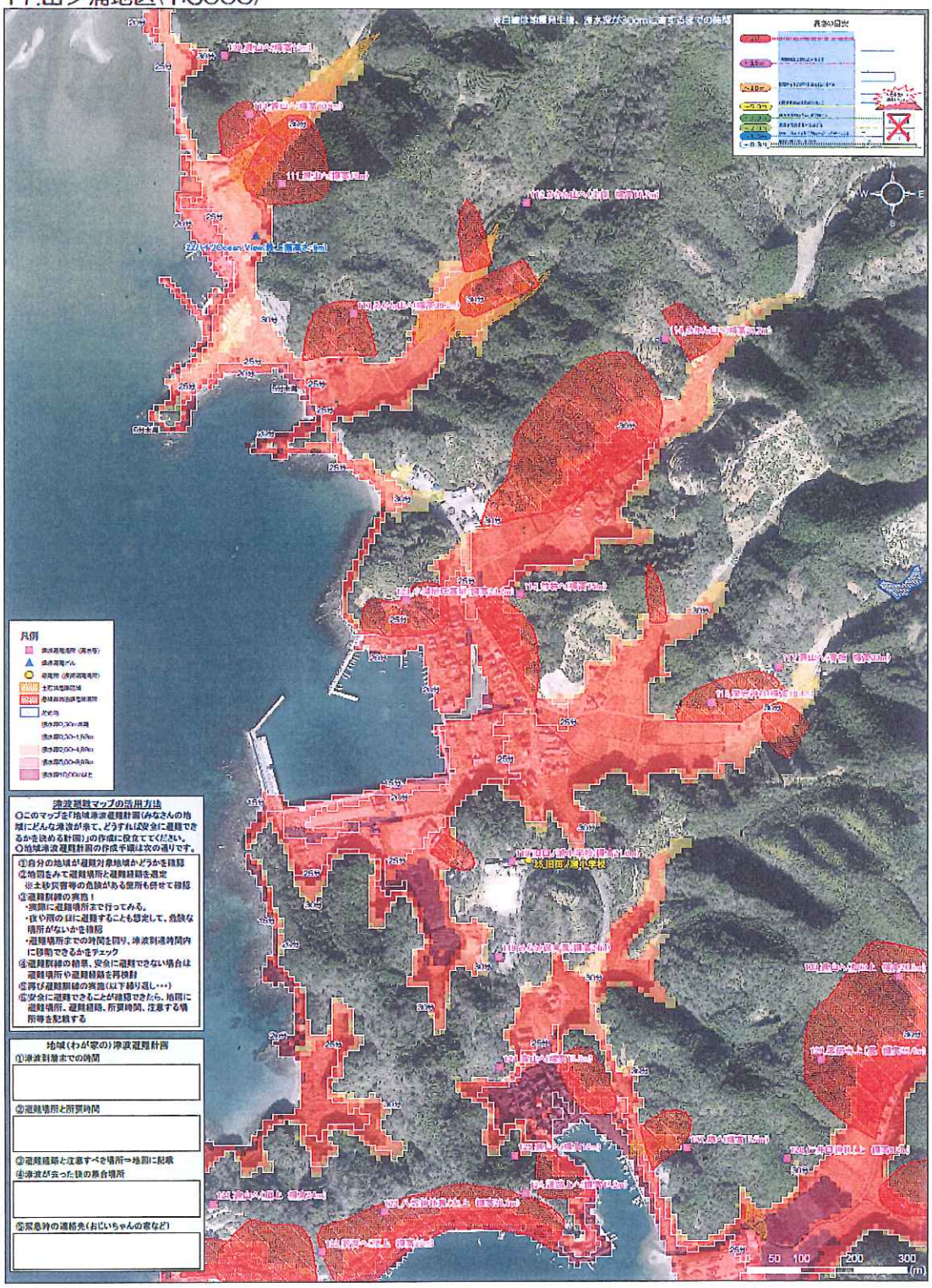

片島地区津波避難マップ

日ごろから避難場所や地域について確認しておきましょう。

7.片島地区(1:4000)

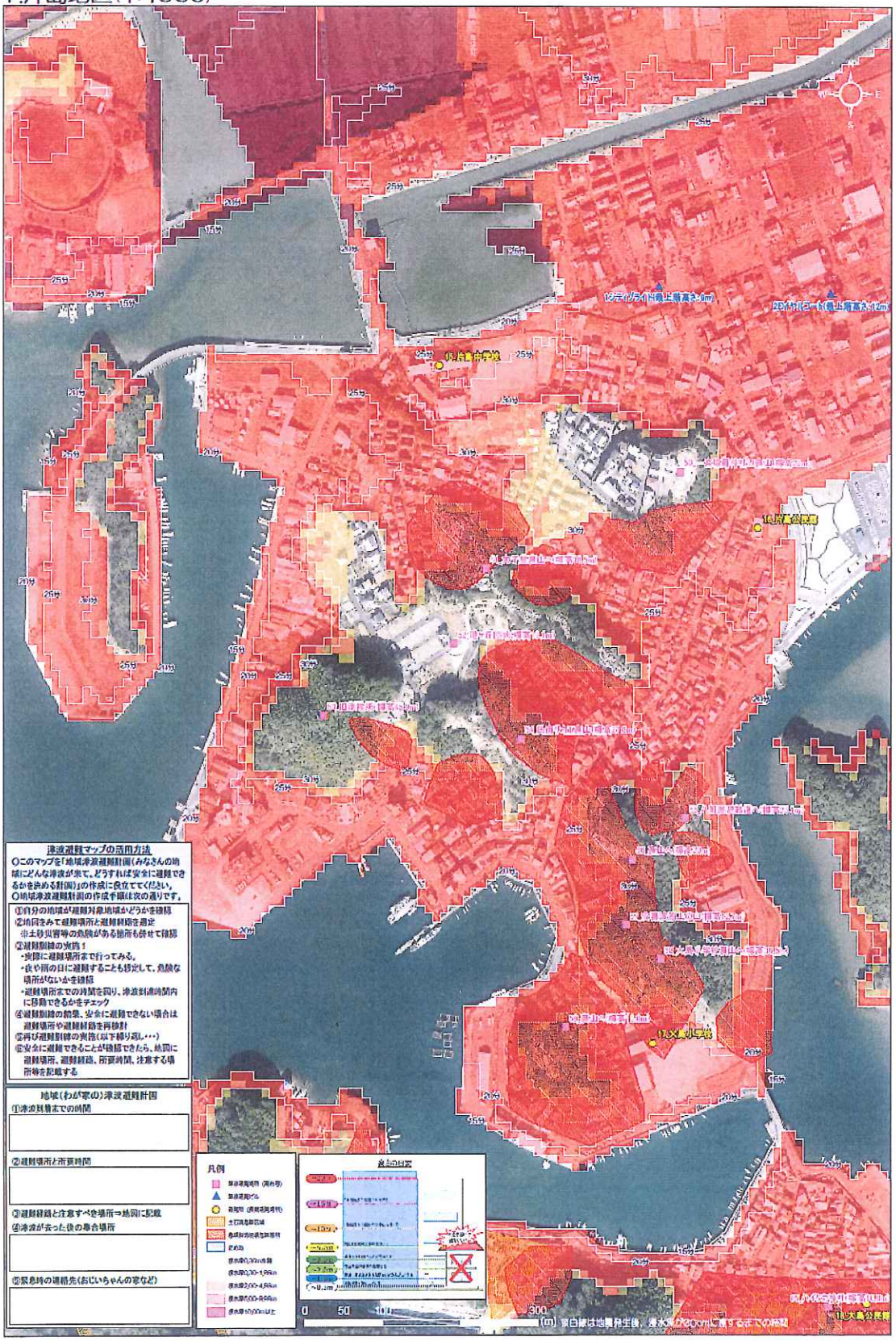

母島・弘瀬地区津波避難マップ

日ごろから避難場所や地域について確認しておきましょう。

25.沖の島地区(1:15000)

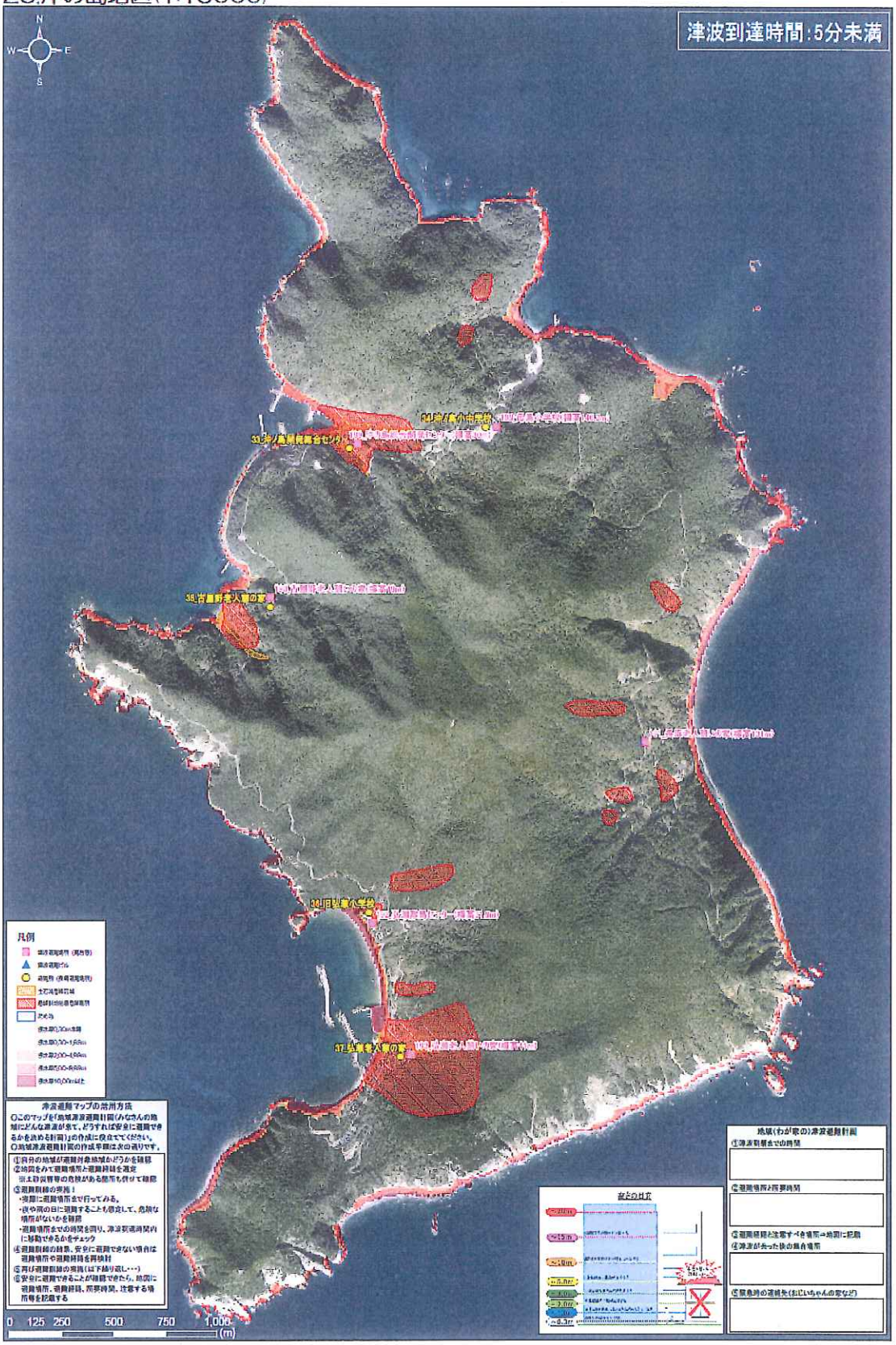

内外ノ浦地区津波避難マップ

日ごろから避難場所や地域について確認しておきましょう。

18.内外ノ浦・呼崎地区(1:5000)

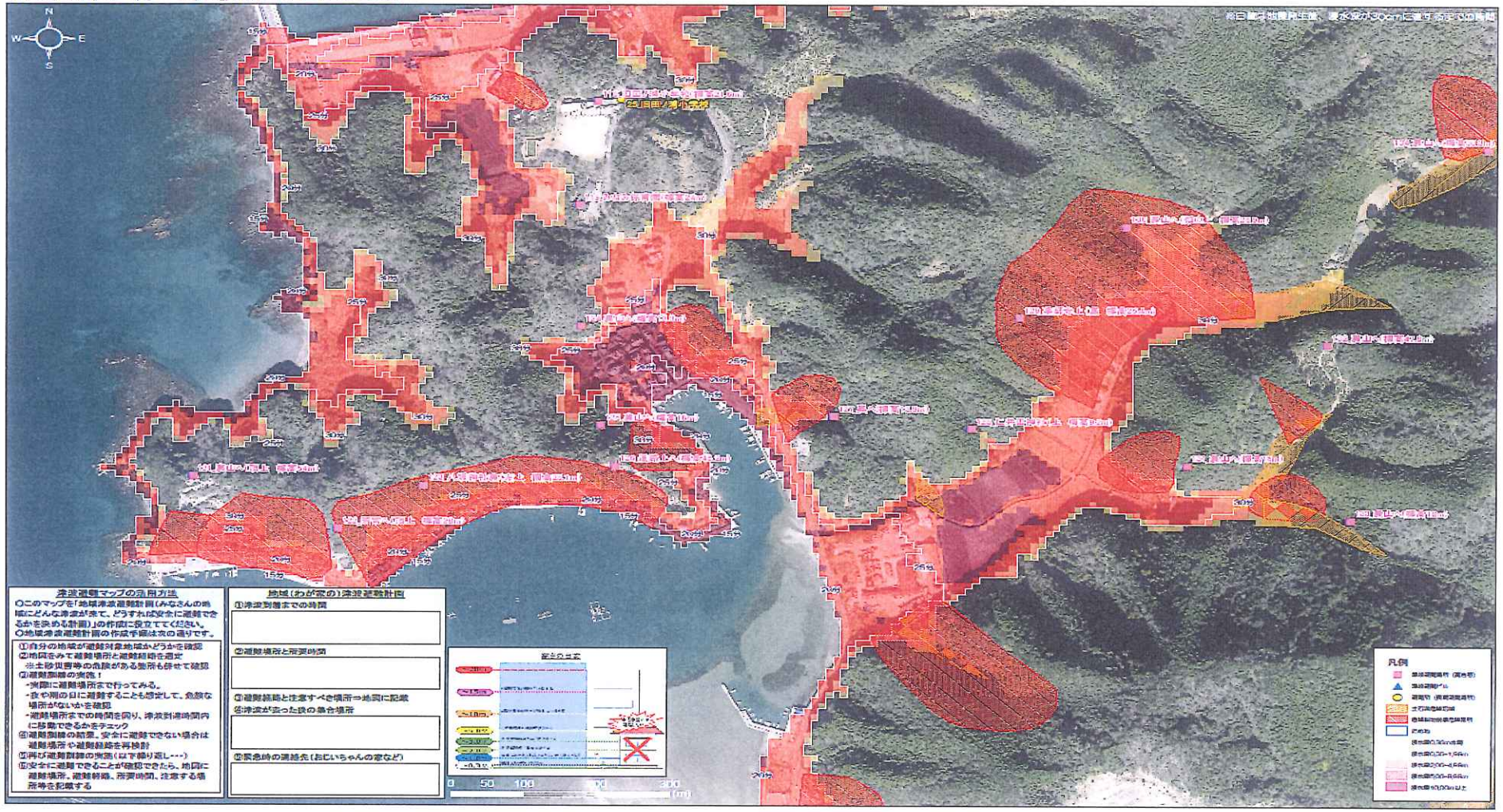

大海地区津波避難マップ

日ごろから避難場所や地域について確認しておきましょう。

19.湊・大海地区(1:6000)

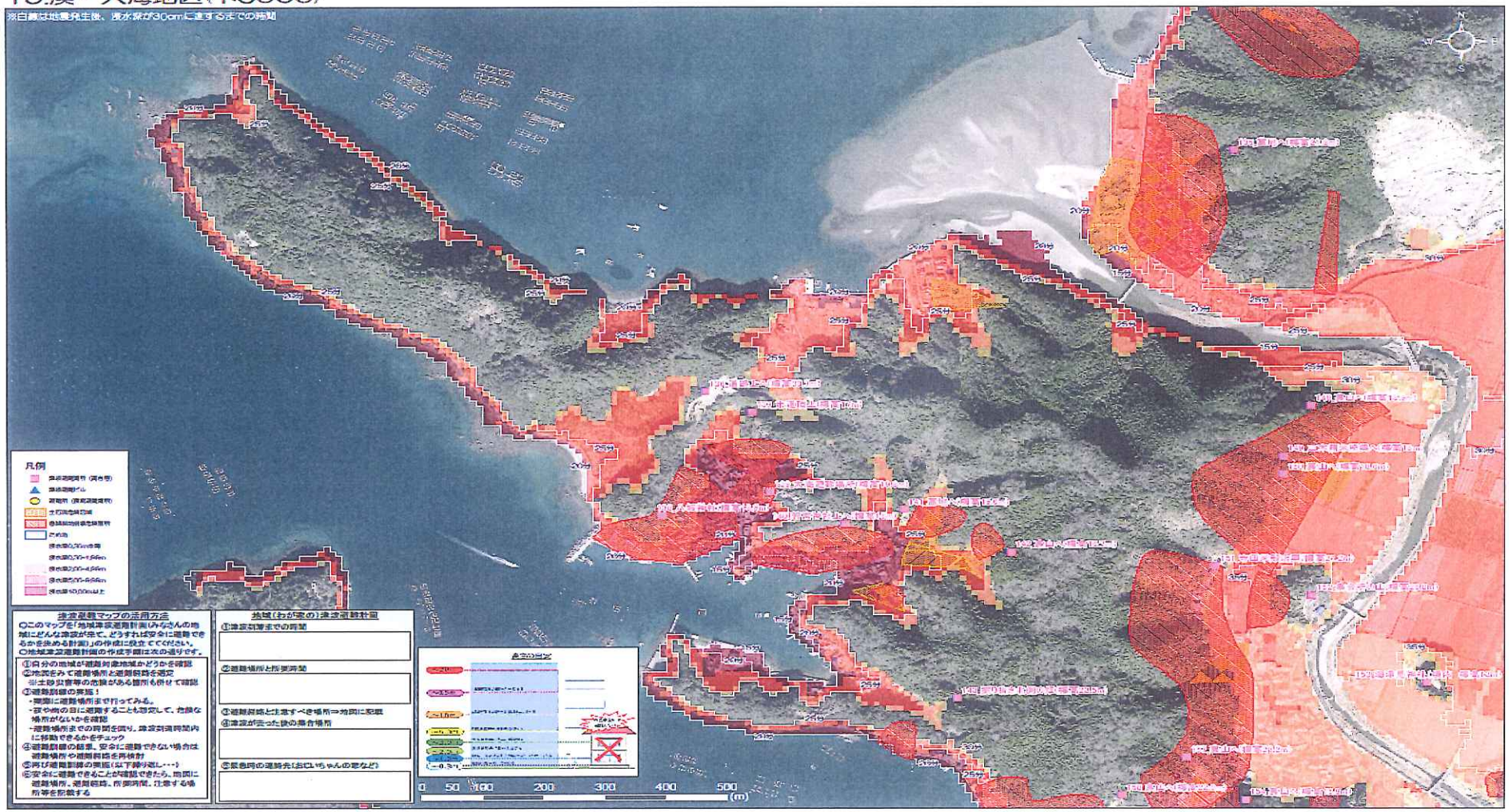

栄喜地区津波避難マップ

日ごろから避難場所や地域について確認しておきましょう。

23.栄喜地区(1:7000)

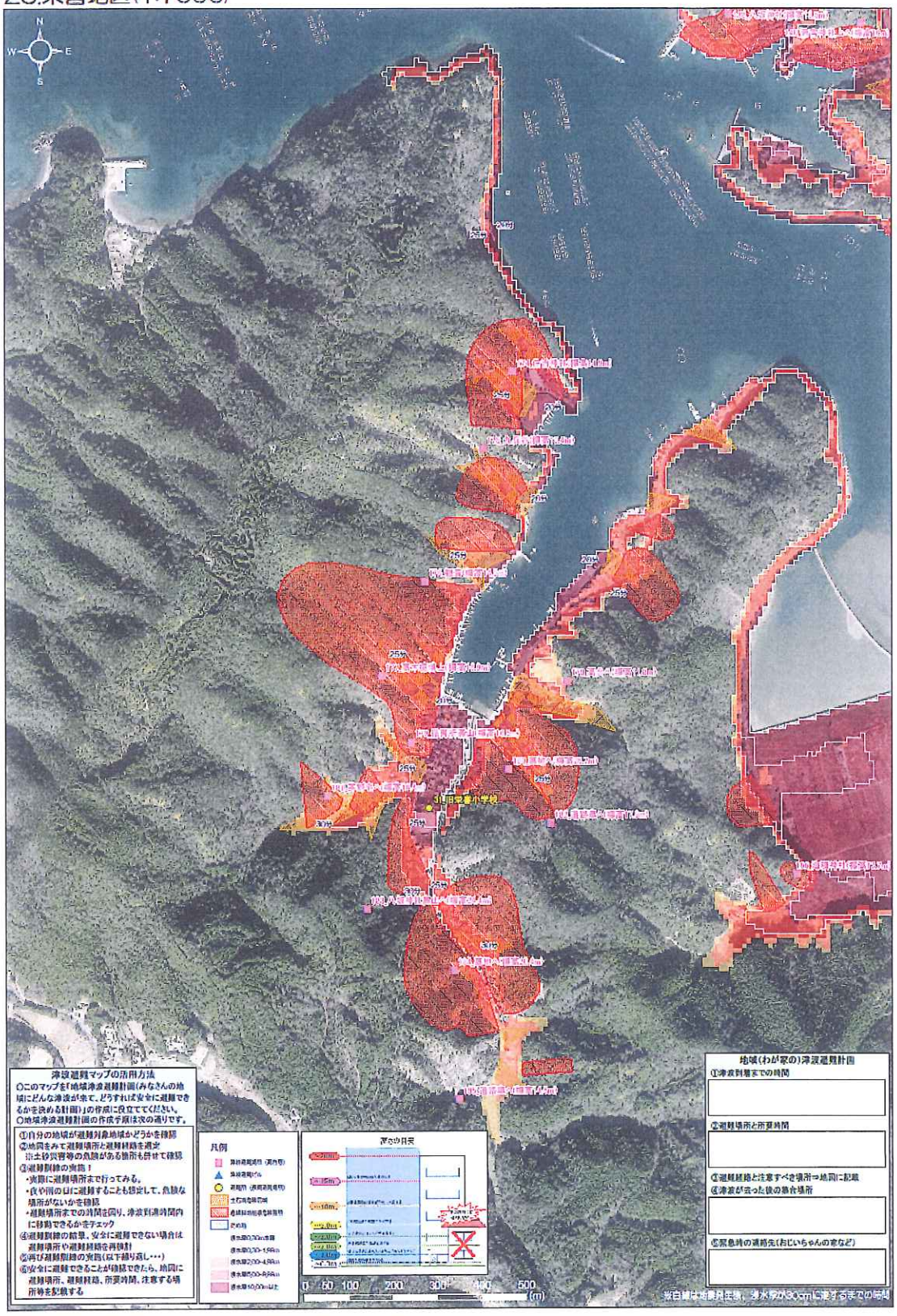

龍ヶ迫地区津波避難マップ

日ごろから避難場所や地域について確認しておきましょう。

泊浦地区津波避難マップ

日ごろから避難場所や地域について確認しておきましょう。

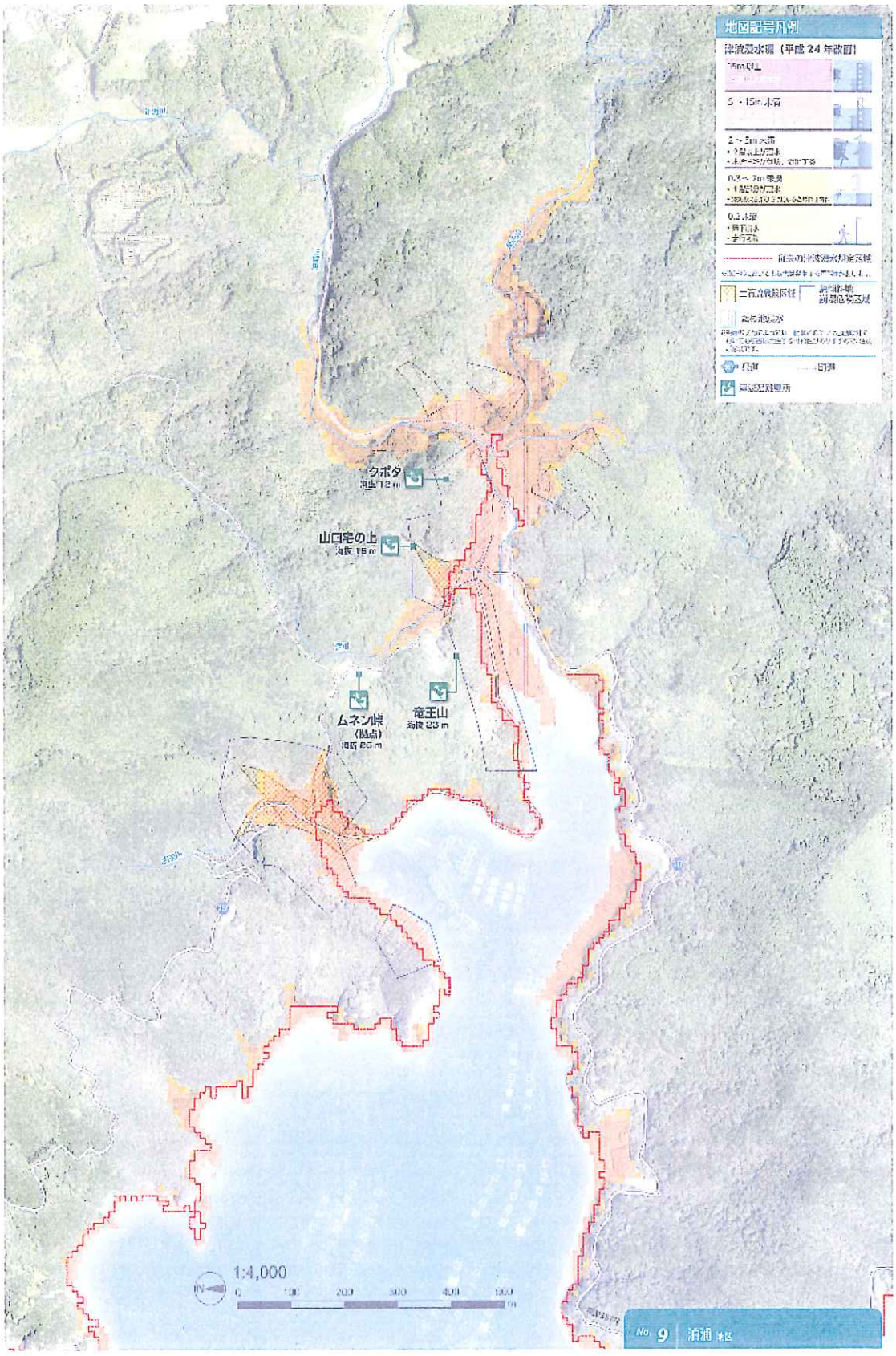

安満地地区津波避難マップ

日ごろから避難場所や地域について確認しておきましょう。

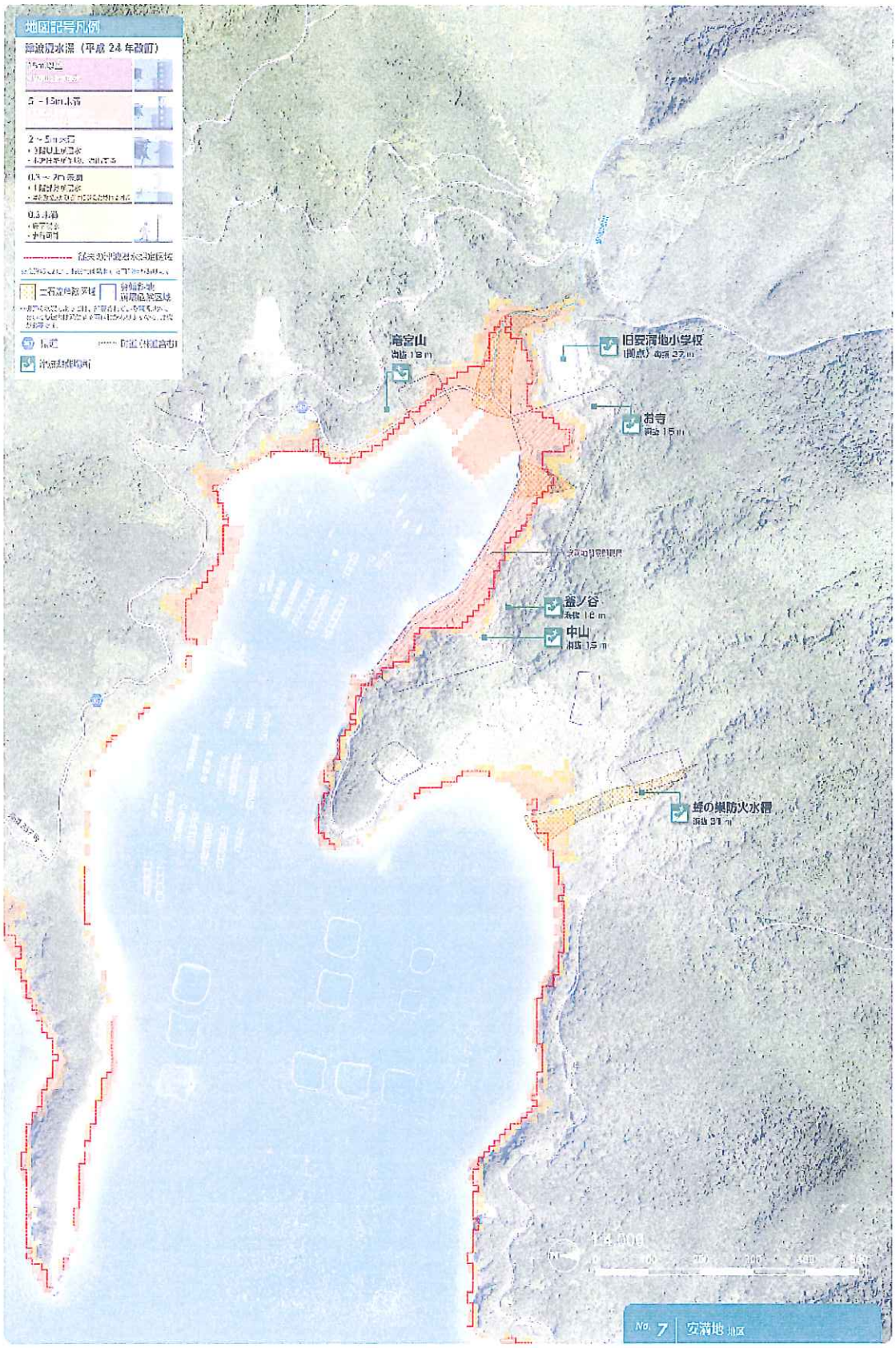

一切地区津波避難マップ

日ごろから避難場所や地域について確認しておきましょう。

柏島地区津波避難マップ

日ごろから避難場所や地域について確認しておきましょう。

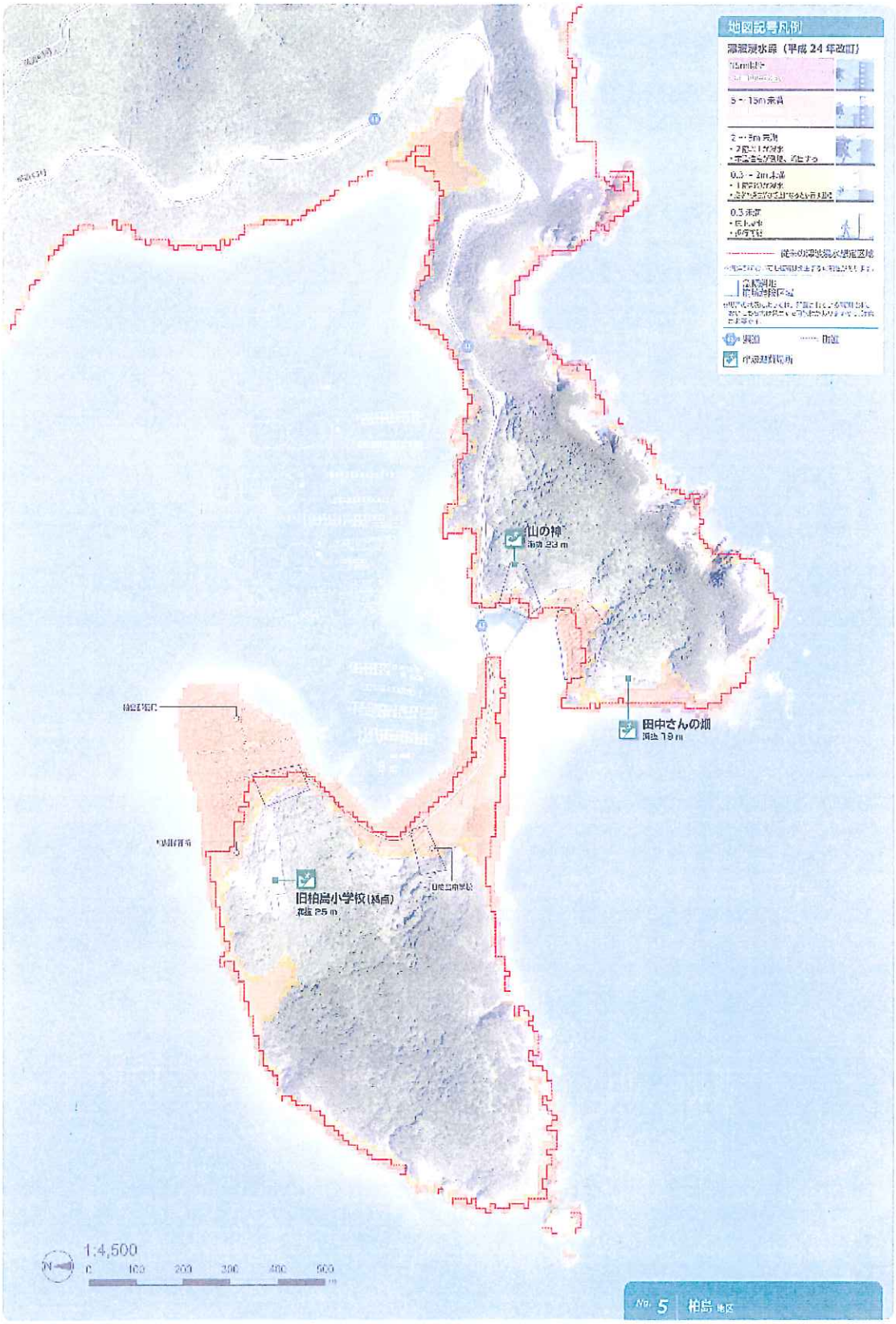

古満目地区津波避難マップ

日ごろから避難場所や地域について確認しておきましょう。

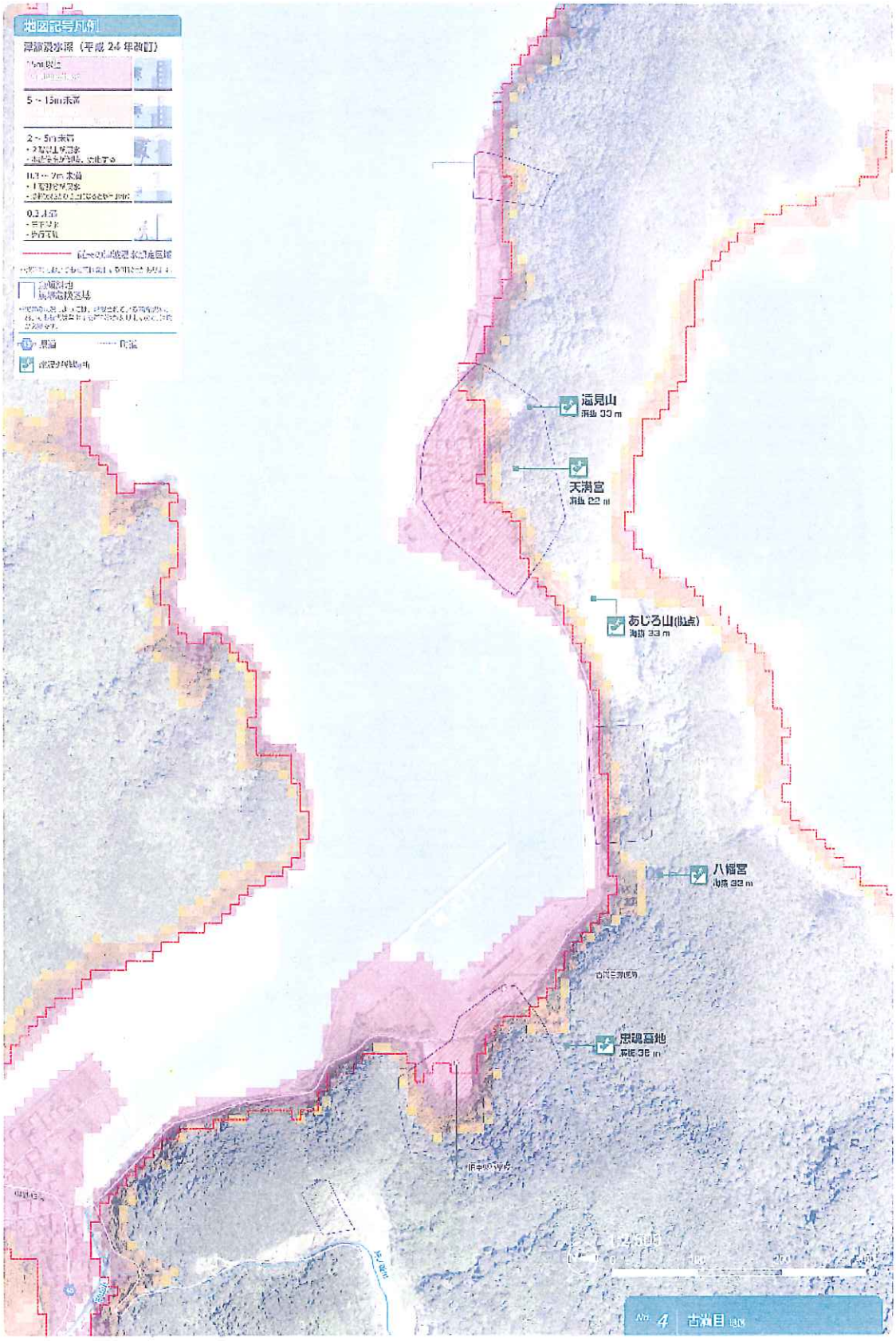

月灘地区津波避難マップ

日ごろから避難場所や地域について確認しておきましょう。

小才角地区津波避難マップ

日ごろから避難場所や地域について確認しておきましょう。

第　3　章　地震・津波発生時の情報伝達

発動基準

当地区に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合、または当地区に「震度 4」以上の地震が発生した場合に発動します。ただし、本体制の発動が困難だと判断される場合は速やかに避難を開始してください。

発動が困難だと判断される場合

・強い揺れで情報伝達システム（漁協放送、漁船無線）が使用できない場合。
・短時間で津波の襲来が予想される場合等。

2　情報伝達法

○港内放送で、陸上及び漁港水域内で作業をしている職員及び漁業関係者に情報を伝達します。
○漁船無線で、沿岸海域及び沖合海域で操業中の漁業関係者に情報を伝達します。
※情報伝達後は津波から逃げ遅れないよう、速やかに避難してください。

3　組織内容　※各責任者は別表の通りとする

4　任　務

○連絡責任者

職員及び漁業関係者を迅速かつ的確に避難させるため、組織体制全般を総括します。

○連絡副責任者

情報伝達責任者を補佐し、責任者不在の場合はその職責を代行します。
本所内周辺情報伝達者・市場内放送担当者及び各支所長へ連絡し指示します。

○市場内放送担当者

情報伝達副責任者の指示を受けて、市場内及び漁港水域内で作業をしている職員及び漁業関係者に港内放送で地震の発生や津波からの避難を伝達します。

○漁船無線連絡担当者

市場内放送担当者の指示を受けて、沿岸・沖合海域で操業中の漁業者に漁船無線で地震の発生や津波からの避難を伝達します。

○各支所長

情報伝達副責任者の指示を受けて、所管の各支所職員に電話で、地震の発生や津波からの避難を伝達します。

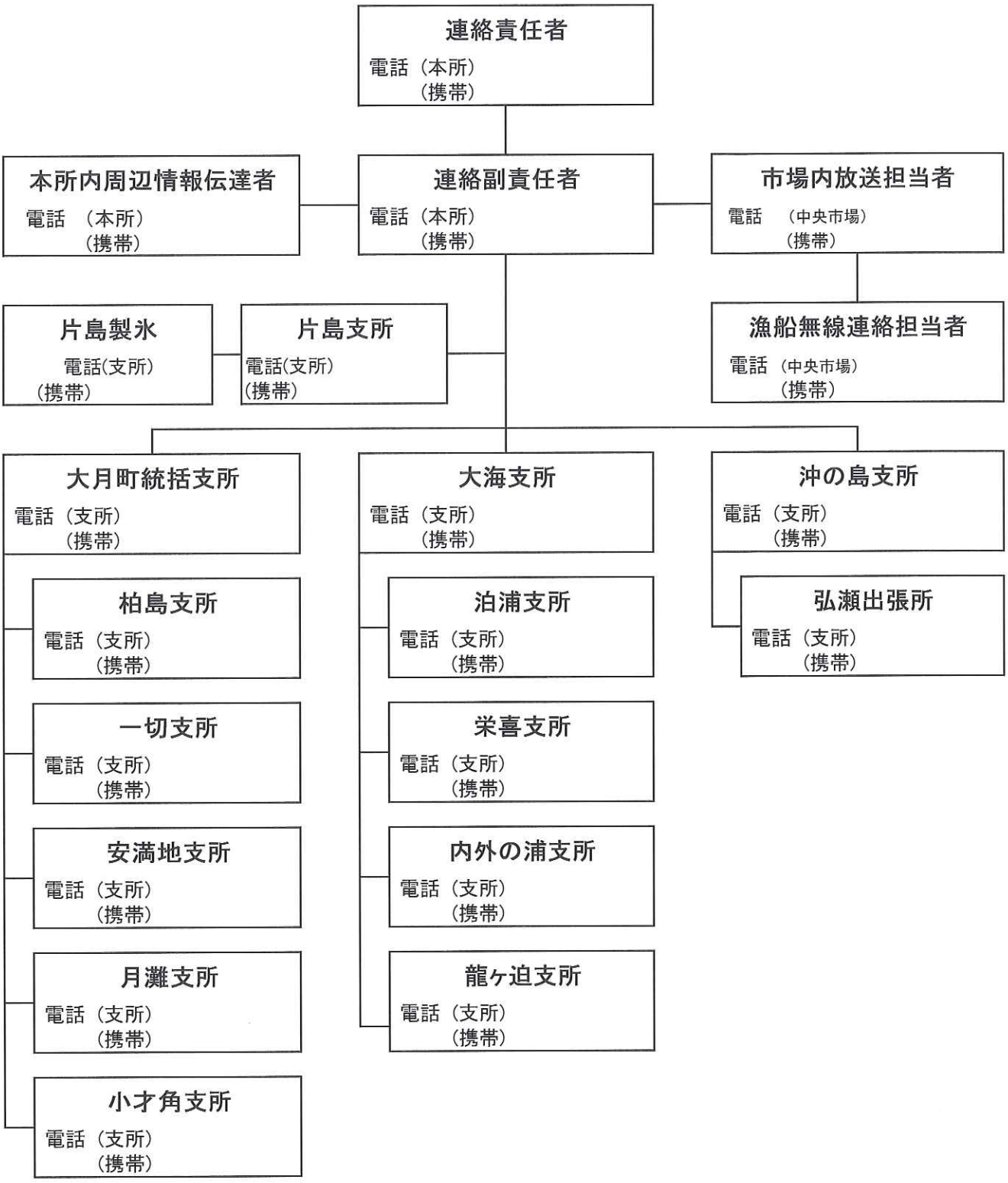
連絡責任者
電話（本所）
（携帯）
本所内周辺情報伝達者
電話　（本所）
（携帯）
連絡副責任者
電話（本所）
（携帯）
市場内放送担当者
電話　（中央市場）
（携帯）
片島製氷
電話(支所)
（携帯）
片島支所
電話(支所)
（携帯）
漁船無線連絡担当者
電話（中央市場）
（携帯）
大月町統括支所
電話（支所）
（携帯）
大海支所
電話（支所）
（携帯）
沖の島支所
電話（支所）
（携帯）
柏島支所
電話（支所）
（携帯）
一切支所
電話（支所）
（携帯）
安満地支所
電話（支所）
（携帯）
月灘支所
電話（支所）
（携帯）
小才角支所
電話（支所）
（携帯）
泊浦支所
電話（支所）
（携帯）
栄喜支所
電話（支所）
（携帯）
内外の浦支所
電話（支所）
（携帯）
龍ヶ迫支所
電話（支所）
（携帯）
弘瀬出張所
電話（支所）
（携帯）

別表①

職員配置表

避難・安否確認班	所属部署		連絡先	氏名	備考
避難・安否確認班①	本　所		0880-62-3177		
	内外ノ浦支所		0880-67-0353		
	龍ヶ迫支所		0880-73-0503		
避難・安否確認班②	中央市場		0880-62-3950		
避難・安否確認班③	片島支所		0880-62-1171		
	片島製氷		0880-65-6551		
避難・安否確認班④	本所及び小筑紫町統括支所	本所	0880-62-3177		
		(統括支所)大海支所	0880-67-0211		
		栄喜支所	0880-67-0111		
		泊浦支所	0880-73-0010		
避難・安否確認班⑤	大月町統括支所	統括支所(古満目)	0880-72-1001		
		安満地支所	0880-73-1311		
		一切支所	0880-76-0006		
		柏島支所	0880-76-0024		
		月灘支所	0880-74-0001		
		小才角支所	0880-75-5002		
避難・安否確認班⑥	沖の島支所	沖の島支所	0880-69-1002		
		弘瀬出張所	0880-69-1301		

第　４　章　避難・安否確認

１　避難・安否確認方法

一次避難場所へ避難後、「２．避難・安否確認体制」と「４．避難・安否確認リスト、連絡先」に基づき職員及び漁業関係者の避難と安否確認を行いましょう。

避難が確認できない職員及び漁業関係者には携帯電話を利用し避難を呼びかけましょう。

携帯電話が不通の場合災害用伝言ダイヤル（１７１）等を利用し安否確認を行いましょう。

２　避難・安否確認体制　※各責任者は第３章の別表の通りとする

３　任務

○避難・安否確認責任者

一時避難場所へ避難後、職員及び漁業関係者の安否を確認するため、組織体制全般を総括します。

○避難・安否確認副責任者

安否確認責任者を補佐し、責任者不在の場合はその職責を代行します。

宿毛市及び大月町の防災担当者と情報共有を行い、各地先漁港の漁業関係者の安否確認に努めます。

○避難・安否確認班

安否確認副責任者の指示を受けて、職員の避難と安否を個別に確認します。

４　避難・安否確認リスト、連絡先

避難・安否確認班の名簿は各連絡担当者が所持しましょう。（※連絡担当者）

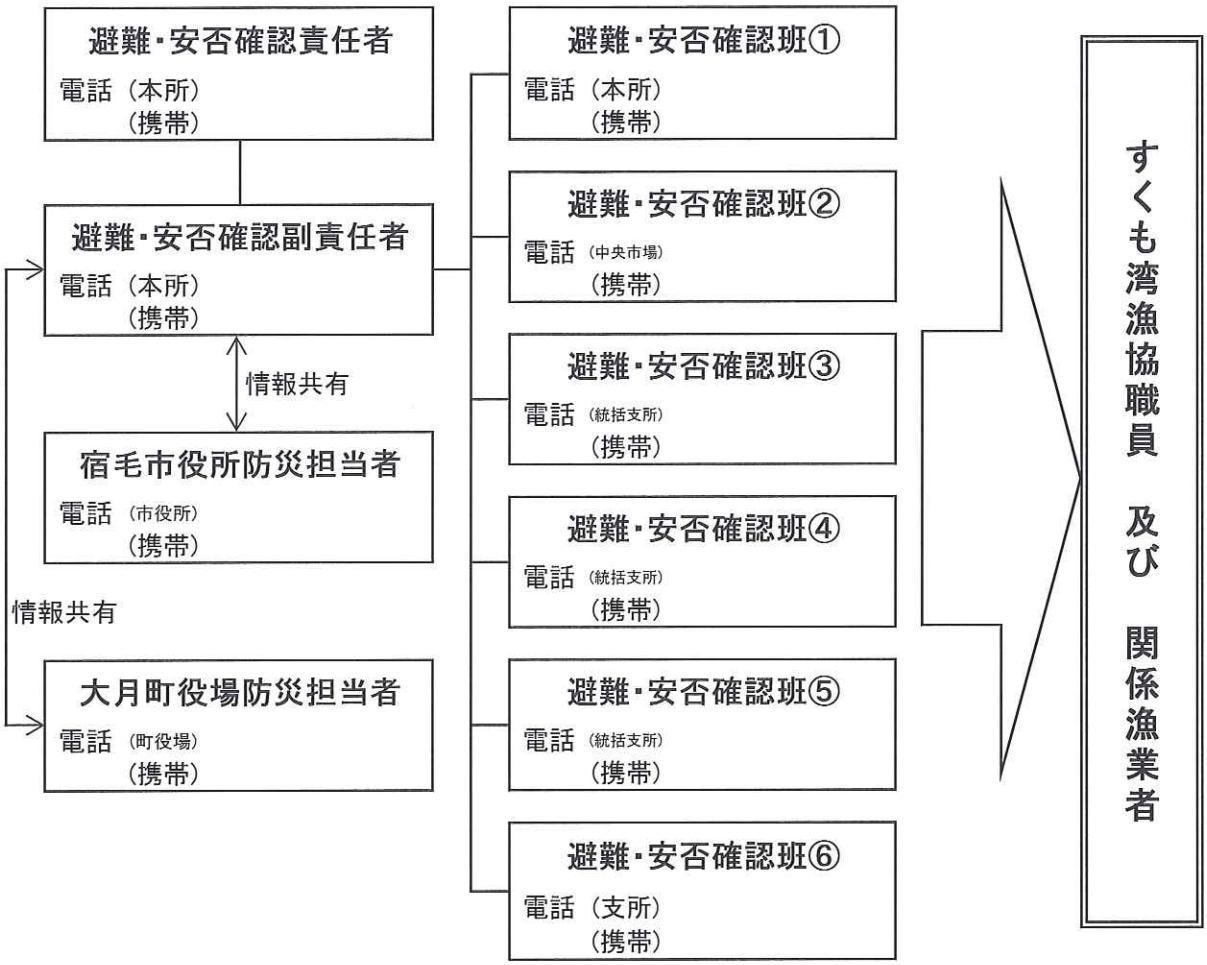
避難・安否確認責任者
電話（本所）
（携帯）
避難・安否確認副責任者
電話（本所）
（携帯）
情報共有
宿毛市役所防災担当者
電話（市役所）
（携帯）
情報共有
大月町役場防災担当者
電話（町役場）
（携帯）
避難・安否確認班①
電話（本所）
（携帯）
避難・安否確認班②
電話（中央市場）
（携帯）
避難・安否確認班③
電話（統括支所）
（携帯）
避難・安否確認班④
電話（統括支所）
（携帯）
避難・安否確認班⑤
電話（統括支所）
（携帯）
避難・安否確認班⑥
電話（支所）
（携帯）
すくも湾漁協職員　及び　関係漁業者

別表②

避難・安否確認班①

氏　名	連絡先	氏　名	連絡先	氏　名	連絡先
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)

避難・安否確認班②

氏　名	連絡先	氏　名	連絡先	氏　名	連絡先
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)

避難・安否確認班③

氏　名	連絡先	氏　名	連絡先	氏　名	連絡先
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		

避難・安否確認班④

氏　名	連絡先	氏　名	連絡先	氏　名	連絡先
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		

避難・安否確認班⑤

氏　名	連絡先	氏　名	連絡先	氏　名	連絡先
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)

避難・安否確認班⑥

氏　名	連絡先	氏　名	連絡先	氏　名	連絡先
	(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)		(自宅) (携帯)
	(自宅) (携帯)				

第　5　章　情報の収集

1　関係防災情報一覧表

地震や津波その他関係する情報を下記により収集し、その後の行動に活用しましょう。

情　　報	機関	入手先名（機関名）	電話番号
行政情報	市町	宿毛市役所（代表）	0880-63-1111
		宿毛市　危機管理課	0880-63-0951
		大月町役場　（代表）	0880-73-1111
	県	高知県庁（代表）	088-823-1111
		高知県南海トラフ地震対策課	088-823-9317
		高知県漁港漁場課	088-821-4615
		高知県漁業振興課	088-821-4613
	消防	宿毛消防署	0880-63-0119
		幡多西部消防組合　大月分署	0880-73-1313
	警察	宿毛警察署	0880-63-0110
	海上	高知海上保安部	088-832-7111
		土佐清水海上保安署	0880-82-0464
		宿毛海上保安署	0880-65-8117
気象情報	気象	高知地方気象台	088-822-8882

【国土交通省】防災情報提供センター　http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/
【内　閣　府】内閣府防災情報　http://www.bousai.go.jp/
【高　知　県】こうち防災情報　http://kouhou.bousai.pref.kochi.jp/
携帯サイト　http://kouhou.bousai.pref.kochi.jp/i/
【宿　毛　市】防災コーナー　http://www.city.sukumo.kochi.jp/bousai/index.html
【大　月　町】　http://www.town.otsuki.kochi.jp/
【高知地方気象台】　ホームページ　http://www.jma-net.go.jp/kochi/

ラジオの周波数

NHK(第一)	1026KHz	宿毛
	1584KHz	清水
	999KHz	中村
NHK(第二)	1521KHz	中村
高知放送(RKC)	1395KHz	宿毛・清水
	1197KHz	中村

第　6　章　防災訓練・防災教育

1　防災訓練

地震・津波発生時に、迅速かつ的確に行動がとれるよう、「防災の日」（9 月 1 日）若しくは「防災週間及び南海地震対策週間」（8 月 30 日～9 月 5 日）にあわせて総合防災訓練を毎年 1 回以上実施します。

訓練には、次の事項を盛り込みます

- 地震・津波発生時の初期対応に関すること
- 情報の収集・伝達に関すること
- その他

2　防災教育

本地震・津波防災マニュアルの内容に関する教育を毎年 1 回以上実施します。

3　その他

県・市町村が行う防災講演会や講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図ります。

第　7　章　今後の検討課題

本地震・津波防災マニュアルについては、引き続き以下の項目について検討していくものとします。

○地区での話し合いや避難経路の確認等で本地震・津波防災マニュアルに新たに追加が必要になったことを箇条書きに記載

○市町村の防災計画の見直しに伴う、本地震・津波防災マニュアルの津波避難マップの更新

参考

地震などの大きな災害が起きると多くの方が一斉に電話をかけるため電話がつながりにくい状況になります。そんな時には、この災害用伝言ダイヤルを利用し、安否確認などに活用しましょう。

【災害用伝言ダイヤル（１７１）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順		伝言の録音		伝言の再生		
①	１７１をダイヤル	1 7 1				通話料は発生しません
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンタです。録音される方は「１」、再生される方は「２」、暗証番号を利用する録音は「３」、暗証番号を利用する再生は「４」をダイヤルしてください。				
		（暗証番号なし）	（暗証番号あり）	（暗証番号なし）	（暗証番号あり）	
		1	3 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 X X X X	2	4 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 X X X X	
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい				
		0 X X X X X X X X X				
		伝言ダイヤルセンタに接続します。※1				
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXX（、暗証番号XXXX）の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」の後とシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。				通話料が発生します※2
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	
		（ガイダンスが流れるまでお待ちください）	1 #	（ガイダンスが流れるまでお待ちください）	1 #	
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。	
		伝言の録音		伝言の再生		
		（ガイダンスが流れるまでお待ちください）	録音終了後 9 # [ガイダンス] 伝言を確認します。訂正される時は数字の8の後シャープを押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の3の後、シャープを押して下さい。 （ガイダンスが流れるまでお待ちください）	
		[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。			[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です	
⑤	終了	自動で終話します。				

※1センタ利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンタ利用料は無料です。

※2通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超えていた場合、または、「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

覚えてください、災害時の声の伝言板　災害用伝言ダイヤル（171）

体験利用日

- 毎月１日及び15日
- 防災週間(8月30日9:00～9月5日17:00)
- 正月三が日（1月1日～3日）
- 防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）

＊各事業者の災害時における(携帯)電話の利用については
http://www.tca.or.jp/information/disaster.html　を参照

参考

地震が発生した場合の行うべき行動や自分と家族等との必要最小限の情報を記入したカードを財布などに入れて常に携帯しておきましょう。

災害時対応携帯カード

携帯カード

会社名

所在地〒

電話　　FAX

避難時の留意点
①強い揺れや長い時間ゆっくりとした地震を感じたら警報を待たずにすぐに避難します。
②地震を感じなくても津波注意報、警報が発表された時は直ちに海岸から離れて速やかに避難します。
③原則として徒歩により避難します。
④近隣所に声を掛け合い、助け合って避難します。
⑤津波の進入方向へは避難してはいけません。
⑥川、水路には近づいてはいけません。
⑦津波注意報や警報の解除等安全を確保するまでは避難を継続します。

本人情報			
名前		生年月日	
住所		性別	
緊急連絡先		血液型	
疾病等			

連絡先（電話番号・携帯電話・携帯メール）	
自宅電話番号	
家族	通勤通学先 携帯
家族	通勤通学先 携帯
家族	通勤通学先 携帯
地域外の親戚	（家族全員の連絡場所）
災害伝言ダイヤル	171